

○四條畷市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

令和元年9月19日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第2条 生産緑地法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。